

頁	修正前	修正後	修正理由
目次	第7節 <u>事故対策本部</u>	第7節 <u>防災組織整備計画</u>	【防災危機管理局】
第1章 総則			
第6節 各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱			
3	この計画に基づく防災対策に関し、防災に関係のある各機関の処理すべき事務または業務の大綱は、滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)第1章第2節に定める「各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本とする。	この計画に基づく防災対策に関し、防災に関係のある各機関の <u>実施責任</u> と業務の大綱は、滋賀県地域防災計画(風水害等対策編)第1章第2節に定める「各機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」を基本とする。	【防災危機管理局】 語句の修正
第7節 防災組織整備計画			
4	第1 事故対策本部の設置および廃止 (1)設置 第5節に定める事故災害もしくは風水害等対策編第3章第 16 節に定める突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、事故対策本部を設置する。 (2)廃止 事故の応急対策が概ね完了した場合、災害対策本部が設置された場合、または本部長が必要がないと認めた場合には、事故対策本部を廃止する。 第2 事故対策本部の組織 事故対策本部の組織および運営は、「滋賀県事故対策本部要綱」に定めるところによる。 ■事故対策本部の組織(表)	第1 <u>組織計画</u> <u>突発的な事故が発生し、または発生するおそれがある場合、および知事が必要と認める場合は、県災害対策本部設置以前の体制としておおむね次の基準による配備につき、事故災害等の情報収集およびその通報にあたることとし、事故災害に対する警戒体制を強化する必要がある場合にあっては、事故対策本部を設けて対処するものとする。</u> <u>(1)情報収集体制</u> <u>ア 関係課で情報連絡活動を円滑に行いうる体制</u> <u>危機対応基本マニュアル等に基づき、関係課および防災危機管理局において情報収集・共有を行い、応急対策等を実施する。</u> <u>(表)</u>	【防災危機管理局】 令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、初動対応における情報収集体制について地域防災計画上の定めがなかったことから追記を行うもの

頁	修正前	修正後	修正理由								
		<table><tr><th>配備内容</th><th>配備時間</th></tr><tr><td>関係課で 情報連絡 活動を行 滑に行い うる体制</td><td>事故を覚知したとき</td></tr></table> <u>イ 林野火災警戒体制</u> <u>県は、林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合における情報収集体制において、県防災ヘリコプターの出動要請があり、上空偵察によって空中消火活動が必要と判断された場合、災害警戒体制に準じ、林野火災警戒体制をとる。</u> <u>(表)</u> <table><tr><th>配備内容</th><th>配備時間</th></tr><tr><td>関係課で 情報収集 および連 絡活動を行 滑に行い いう体制</td><td>林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合における情報収集体制において、県防災ヘリコプターの出動要請があり、上空偵察によって空中消火活動が必要と判断されたとき</td></tr></table> <u>(2)事故対策本部</u> <u>ア 事故対策本部の設置および廃止基準</u> <u>(ア)設置基準</u> <u>第5節に定める事故災害もしくは風水害等対策編第3章第 16 節に定める突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合は、事故対策本部を設置する。</u>	配備内容	配備時間	関係課で 情報連絡 活動を行 滑に行い うる体制	事故を覚知したとき	配備内容	配備時間	関係課で 情報収集 および連 絡活動を行 滑に行い いう体制	林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合における情報収集体制において、県防災ヘリコプターの出動要請があり、上空偵察によって空中消火活動が必要と判断されたとき	【防災危機管理局】 令和7年2月に発生した岩手県大船渡市の林野火災等を踏まえ、林野火災が発生した場合の事故災害対応体制を追記するもの。
配備内容	配備時間										
関係課で 情報連絡 活動を行 滑に行い うる体制	事故を覚知したとき										
配備内容	配備時間										
関係課で 情報収集 および連 絡活動を行 滑に行い いう体制	林野火災が発生し、または発生するおそれがある場合における情報収集体制において、県防災ヘリコプターの出動要請があり、上空偵察によって空中消火活動が必要と判断されたとき										

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>(イ)廃止基準</u> <u>事故の応急対策がおおむね完了した場合、災害対策本部が設置された場合、または本部長が必要がないと認めた場合には、事故対策本部を廃止する。</u> <u>イ 事故対策本部の組織</u> 事故対策本部の組織および運営は、「滋賀県事故対策本部要綱」に定めるところによる。 ■事故対策本部の組織(表) <u>(3)災害対策本部</u> <u>災害対策本部の設置基準および組織は、風水害等対策編第1章第1節防災組織計画にて定めるところによる。</u> <u>第2 配備基準</u> <u>突発重大事故が発生し、または発生するおそれがある場合、防災危機管理局および関係課は次の措置を講じる。</u> <u>ア 事故対策本部を設置するに至らない場合は、平常の勤務体制で対処するものとする。</u> <u>イ 本庁各部(局・課・室)長および各地方機関の長は、常に気象状況その他災害現況を把握し、事故災害が発生し、または発生することを察知した場合は、勤務時間外であってもこれに対処できる体制を整えておくものとする。</u> <u>(ア)勤務時間外の場合、防災危機管理局長の指示により、防災危機管理局員は登庁する。</u> <u>(イ)防災危機管理局員は各関係機関に対して、被害情報</u>	【防災危機管理局】 事故災害対応体制の配備基準を追記するもの。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>の収集を行い、その結果を防災危機管理局長に報告し、県の体制強化について指示を受ける。</u> <u>(ウ)事故災害情報の第1報を受けた本庁関係課および各地方機関の連絡担当者は、速やかに防災危機管理局と連絡をとり、被害発生等の確認を行い所属長に連絡する。</u> <u>(エ)各所属長はあらかじめ被害発生に備え体制を整備しておき、必要と認めた場合は職員の登庁等の措置を講じ、情報収集および応急対策等を実施する。</u>	
第2章 湖上災害対策計画			
8	本県の現状 (略)琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)が <u>13</u> 隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。	(略)琵琶湖の水上交通については、琵琶湖汽船(株)、近江トラベル(株)が <u>11</u> 隻の船舶を所有して定期航路等を運航している。	【近江鉄道株式会社】 【近江トラベル】 廃船による数の訂正のため。
第2節 災害応急対策			
33	鉄道事業者(表内) 京阪電気鉄道(株) 経営統括室総務担当	京阪電気鉄道(株) <u>グループ管理室総務部</u>	【京阪電気鉄道】 組織改編のため。
34	鉄道事業者(表内) (新設)	<機関名> <u>(一社)近江鉄道線管理機構</u> <所在地> <u>彦根市古沢町 187 番地の2</u> <電話番号> <u>0749-49-2311</u>	【交通戦略課】 近江鉄道線は令和6年4月から公有民営方式による上下分離に移行し、近江鉄道(株)が第二種鉄道事業者として鉄道の運行を担い、(一社)近江鉄道線管理機構が第三種鉄道事業者として鉄道施設の保有・維持管理を担うこととなったため。
第7章 毒物劇物災害対策計画			
69	県内の「毒物劇物営業者等」および「要届出業務上取	県内の「毒物劇物営業者等」および「要届出業務上取	【薬務課】

頁	修正前	修正後	修正理由
	扱者」の数は 723 件(令和 2 年 3 月 31 日現在)となっている。	扱者」の数は <u>639</u> 件(令和 <u>7</u> 年3月 31 日現在)となっている。	令和6年度実績に更新
第2節 災害応急対策			
71	薬務感染症対策課	<u>薬務課</u>	【薬務課】 課名変更(令和3年度以降)
第9章 林野火災対策計画			
第1節 災害予防対策			
92	第3 防火意識の高揚 県、市町、消防機関、森林組合、森林所有者等が一体となって、野外でのたき火、たばこの火の始末等火気の取扱いにおける認識を深め、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。 また、県等は、山火事予防の横断幕の設置、ポスター等の配布などの普及・啓発活動を行い、林野火災予防の協力を呼びかける。	第3 防火意識の高揚 県、市町、消防機関、森林組合等<u>は</u>、林野火災をなくすため、特に空気が乾燥し、林野火災の多発する3月から5月にかけて、山火事予防運動を実施する。 また、<u>林野火災に対する県民の防火意識の高揚を図ることを目的とし、山火事予防運動等の機会をとらえ、横断幕やポスター、SNS 等の各種媒体を活用し、火の取り扱いや不始末による出火の危険性を周知し、林野火災の防止における啓発に努めることとする。なお、啓発にあたっては、火災多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向にも十分留意するものとする。</u>	【防災危機管理局】【森林保全課】 防災基本計画との整合を図るため。
93	第4 林野火災用消防施設等の整備 県は、空中消火用水のう型散布装置や、泡消火剤等の林野火災用空中消火資機材を整備する。 市町は、防火水槽、自然水利利用施設、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の整備を図る。また、消防車両等の進入に配慮した道路の開設、空中消火のための活動拠点や資機材の整備に努める。	第4 林野火災用消防施設等の整備 県は、<u>空中消火が必要となる場合に備え、消火バケツや胴体下部取付式消火装置等の</u>消火資機材を整備する。<u>また、林野火災の発生危険度等の情報発信に努める。</u> 市町、<u>消防機関は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、標識板や立看板、防火水槽、簡易防火用水など防火思想の普及と初期消火のための設備</u>の整備に努める。また、空中消火のための活動拠点や資機材の整備に努める。	【防災危機管理局】【森林保全課】 防災基本計画との整合を図るため。
93	第5 出火に対する警戒体制	第5 出火に対する警戒体制	【防災危機管理局】【森林保

頁	修正前	修正後	修正理由
	(3)火入れ作業等に対する措置 火入れをしようとする者は、森林法第 21 条に基づき、その森林または土地を管轄する市町長の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。 市町長は、火入れをしようとする者に対し、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。	(3)火入れ作業等に対する措置 火入れをしようとする者は、森林法第 21 条に基づき、その森林または土地を管轄する市町の許可を受けた後、防火の設備をし、隣接する山林の所有者等に火入れする旨の通知をしなければならない。 市町は、火入れをしようとする者に対し、<u>許可申請の徹底に取り組むとともに、延焼防止のための人員配置、防火線の配置等について指示を行う。また、許可した火入れの情報を消防機関に共有するものとする。</u> <u>(4)警戒情報等の発表</u> <u>市町は、乾燥や強風等の気象情報に応じて的確に火災に関する警戒情報等を発表するものとする。</u>	全課】 防災基本計画との整合を図るため。
93	第6 早期消火体制の整備 市町は、早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。	第6 早期消火体制の整備 市町、<u>消防機関</u>は、早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。 <u>また、消防機関は、林野火災を想定した消防計画や林野火災防御計画のほか、強風下の飛び火警戒要領の策定を行い、効果的な消火体制の確立を図るとともに、消防水利の把握に努め、林野内への送水や放水を可能にする資機材の整備を図るとともに、建設業者等との連携強化に努めるものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画との整合を図るため。また、市町とともに消防機関も、消火体制を確保するため修正。
94	第7 防災訓練の実施 県は市町と共同し、防災関係機関、地域住民、林業関係者等の傘下のもと林野火災訓練を実施する。	第7 防災訓練の実施 県は市町、<u>消防機関</u>と共同し、防災関係機関、地域住民、林業関係者等の傘下のもと林野火災訓練を実施する。	【防災危機管理局】 市町とともに消防機関とも、訓練を実施するため修正。
第2節 災害応急対策			
95	第1 発災直後の情報収集・連絡 (1)火災原因者等 火災原因者および火災発見者は、林野火災を発見した	第1 発災直後の情報収集・連絡 (1)<u>行為者および発見者</u> 火災<u>の</u>原因となる<u>行為者</u>および発見者は、林野火災を	【防災危機管理局】 語句の修正のため。

頁	修正前	修正後	修正理由
	場合、速やかに市町、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。	発見した場合、速やかに市町、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を連絡する。	
95	(2)県 県は、市町から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁および林野庁へ連絡する。 また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。 (3)市町 市町は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。	(2)県 県は、市町<u>等</u>から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁および林野庁へ連絡する。 また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用などにより、早期の情報収集に努める。 (3)市町<u>等</u> 市町、<u>消防機関</u>は、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。	【防災危機管理局】 語句の修正のため。また、市町とともに消防機関も、火災の発生状況等の情報を収集するため修正。
98	③県 県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。	③県 県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の<u>中から必要な</u>措置を講じる。	【防災危機管理局】 語句の修正のため。 ※二ヶ所あり
99	第4 消火活動 ① 消防機関 消防機関は、速やかに火災の状況および被害状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、自らの消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。	第4 消火活動 ① 消防機関 消防機関は、<u>必要に応じ無人航空機や熱源探査装置を活用する等、夜間も含め刻々と変化する</u>火災の状況および被害状況を把握するとともに、<u>人命救助および住家等への延焼防止を最優先とし、</u>迅速に消火活動を行う。また、単独消防機関のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。<u>活動終期にあつては、空中からの熱源調査ならびに地上での警戒および残火処理を徹底し、確実な鎮火を行うものとする。</u>	【防災危機管理局】 防災基本計画と整合を図るため。

頁	修正前	修正後	修正理由
		<u>なお、消火活動にあたっては、滑落や落石、また、火煙に囲まれる危険性等、山間地特有の安全管理を徹底するものとする。</u>	
99	③ 県 県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。	③ 県 県は、市町から応援要請を求められた場合、または自ら必要と認める場合は、次の <u>中から必要な</u> 措置を講じる。	【防災危機管理局】 語句の修正のため。